

欧州知的財産ニュース

2004年7月号 (Vol. 3)

2004年7月9日

JETRO テュッセルドルフセンター

目次

(記事の閲覧には pdf ファイルの「しおり」もご利用ください)

今月の特集

- ・ 新EU憲法と知的財産政策との関係について
～ 欧州議会の知的財産立法への関わり～

特許

【欧州特許・共同体特許】

- ・ EPO長官、7月1日よりボンビデュー氏へ
- ・ EPQ 欧州特許アカデミーの創設へ
- ・ リアニア、29番目のEPC加盟国へ
- ・ ドイツ・シュレーダー首相、共同体特許規則案に反対

【バイオテクノロジー・生物多様性】

- ・ ハーバートマウス特許、EPO審判部によって 特許に限定
- ・ スイス特許法改正案 (バイオ発明関連) 第2回目の協議へ
- ・ FAO食物・農業のための植物遺伝資源に関する国際条約、6月29日発効
- ・ 英国産業省、「遺伝子配列特許」に関する報告書を公表

【医薬品】

- ・ ルウェー、医薬品アクセス/ドハ閣僚宣言パラ6対応の国内法改正

【コンピュータ】

- ・ オランダ議会、コンピュータ実施発明指令案の政治合意に反対

意匠

- ・ OHIM、登録共同体意匠の無効請求事件の決定 8件となる

商標

- ・ 米国バドワイザー社、共同体商標登録、異議申し立てにより拒絶される
- ・ 色の組み合わせの商標に関する ECJ 判決

- ・ 欧州共同体、マドリッドプロトコル加入書をW POへ寄託

地理的表示

- ・ EU農産物振興の助成に10.7百万ユーロ(04年上半期)
- ・ コーデックス委員会、パルメザンチーズの原産国表示基準で合意ならず

模倣品・海賊版対策

- ・ EU税関新規則 7月1日より発効
- ・ アジアにおけるPRエンフォースメントに関して日 EUで共同イニシアティヴ
- ・ 欧州委員会、第三国におけるPRエンフォースメント戦略ペーパーを公表
- ・ 米欧のビジネス界、模倣品・海賊版問題の解決をUS-EUサミットに提言

不正競争防止法

- ・ 改正不正競争法、7月8日から発効へ

特許情報・電子出願

- ・ EPQ esp@cenet サービスの拡張検討するも業者から強い抵抗
- ・ PATLIB 2004 ポルトガルで開催
- ・ EPQ esp@cenet のバーチャル講習、受講者募集中
- ・ EPIDOS 年次会合、ブラジルで、epoline年次会合、サルツブルクで開催予定

判決紹介

- ・ 知的財産権のライセンス拒絶とEC競争法～IMS Health 判決～

その他

- ・ TRIPS協定 - 10年後 - EC主催の会議開催
- ・ 英国特許弁理士会と商標弁理士会とが共同で職業規制モデルを提案

欧州知的財産ニュースは、JETROデュッセルドルフセンター-産業財産権調査員(岩崎、濱野)により作成されたものです。配信又は配信中止のご希望、内容に関するお問い合わせ、ご意見・ご希望は、patent_tod@jetro.go.jp まで。

Copyright(C)2004JETROデュッセルドルフセンター-(岩崎、濱野)All rights reserved.

本メールの掲載内容を許可なく転載すること、配信された電子メールの第三者への転送、Webサイトへアップすることは固く禁じます。なお、掲載するニュースの記載内容については、正確性を十分に期しておりますが、記載の内容に起因する損害や不利益等が生じても責任は負いかねますので、予めご了承下さい。

今月の特集

新EU憲法と知的財産政策との関係について

～ 欧州議会の知的財産立法への関わり～

6月18日、EU加盟国の首脳は、欧州憲法条約案(“Treaty establishing a Constitution for Europe”)について合意した。この新たな憲法の目玉は、新聞で報道されているとおり 欧州理事会の常任大統領 (President)、外務大臣 (the Union Minister for Foreign Affairs) の新設、閣僚理事会での意思決定の効率化 (特定多数決の適用範囲の拡大等) とされているが、知的財産についても新規に条文が設けられた。この新憲法によって知的財産立法は今後どのような影響を受けるのであろうか。特に、法案の立法過程～ 欧州議会の関与～ を中心に、今までの変遷を踏まえ、整理してみた。 --- 詳細はこちら ---

特許

【欧州特許 共同体特許】

EPO長官、7月1日よりポンピデュー氏へ

7月1日、フランスの Alain Pompidou 氏 (62歳) が、96年より8年間任期を務めたコバー氏 (ドイツ出身) の後任として、第4代 EPO長官に就任した。ポンピデュー氏は、医学・生物学博士の学位を有し、74年からパリ大学医学部教授であったと同時に、政治の場でもフランス政府顧問、欧州議会議員等の幅広い経歴を有している。バイオ関連発明の特許性及び生命倫理に特に関心がある。

なお、ポンピデュー氏 (仏) の長官就任に伴い、EPO/DG1の副長官ポスト(現在パラネス氏 (仏) が空席となる(現在公募中(7月29日))。 --- EPO からのプレスリリースはこちら ---

EPQ 欧州特許アカデミーの創設へ

EPOは、2005年を目途に、「欧州特許アカデミー」(European Patent Academy)を創設する。この背景には、知的財産専門の教育・訓練機関が欧州にないことによって、歴史的に強いIP文化を失うのではという危惧があるものと思われる。対象とする層は以下の5つ ; 1) 欧州特許代理人候補者のための教育、2) 既存の特許代理人の職業訓練(vocational training)、3) 大学を通じた知的財産に関する啓蒙及び欧州での訴訟・執行の調和を目的としたイニシアティブ、4) 産業界や特許制度のユーザー向けの教育・訓練、5) 各国特許庁の職員向けプログラム。なお、現在でもEPOには「EPO International Academy」があるが、この機能を拡張したものと考えられる。 --- EPO からのプレスリリースはこちら ---

リトアニア、29番目のEPC加盟国へ

リアニア議会は、6月21日、EPC加入に関して承認し、29番目のEPC加盟国となることとなった。なお、未加盟のラトビアも、今年の後半を目途に加入する見込み。

ドイツシュレーダー首相、共同体特許規則案に反対

7月6日、シュレーダー首相は、ドイツ特許庁主催の「ドイツにおける技術革新と知的財産」と題した会議で、ドイツの技術開発力の高さ、国際競争力の向上を強調し、知的財産のルールの重要性をアピールするとともに、暗礁に乗り上げている共同体特許規則案に対しては、「官僚主義的な面が多すぎ、財政負担も大きすぎる」と批判した。そして、出願の初期段階や特許付与前にEUすべての公用語に翻訳する必要はなく、中小企業の負担増につながるものであるとした。

【バイオテクノロジー - 生物多様性】

ハーバードマウス特許、EPO審判部によって「ネズミ」に限定

ハーバード大学が出願し、1992年に権利付与された、EPOによる最初の遺伝子改変動物に対する特許(ハーバードマウス特許、オンコマウス特許 EP 0 169 672)は、7月6日、異議申立の決定に対する不服申立を審理した審判部によって、「遺伝子改変ネズミ("transgenic mice")」に限定して維持されることとなった。

ハーバードマウス特許は、細胞にガンを引き起こす遺伝子(活性化腫瘍遺伝子)を胎児段階で導入することにより、作出したヒト以外の哺乳動物に関するもの。この動物(具体的にはマウス)は、発ガン物質に対して極めて敏感であるため、発ガン試験、抗ガン剤の試験動物として有用であった。1992年の権利付与(11か国を指定)に対し、動物保護団体、環境団体等から17の異議申立が行われたところ、遺伝子改変植物(動物)の特許性を肯定した改正EPC規則23条c(b)及びパルティス審決(G01/98)を考慮した上、EPO異議部は、クレームの対象を「オンコマウス」("transgenic rodents with cancerous gene")に限定して維持決定した(2001年11月)。この決定に対して、2003年3月、審判部に不服申立が行われたところ、7月5日から口頭審理が始まり、その結果、6日、クレームの対象をさらに「ネズミ」("transgenic mice")に限定して維持することとなった。なお、詳細な(文書による)審決は後日公表される予定。

---EPOからのプレスリリースはこちら---

スイス特許法改正案(バイオ発明関連) 第2回目の協議へ

6月7日、スイス連邦会議(Bundesrat)は、司法・警察省に対し、特許法の改正に向けた第2回目の協議を行うように命じた。この改正は、バイオ発明のバランスのとれた保護を目的としたもので、2002年に行われた第1回目の協議では、EUバイオ発明保護指令の内容に合わせた改正が行われるべきかどうか議論され、新たに以下の修正点が盛り込まれた草案が第2回目の協議用に準備された。(1)遺伝資源・伝統的知識の出所開示、(2)全出願を対象とする公開制度および公序良俗に反する発明の実施に対する安価な無効請求手続、(3)具体的に開

示された目的の下での遺伝子配列を含む特許権の効力範囲の制限、(4)特許権の効力の及ばない範囲の拡張、(4)深刻な疾病に悩む医薬品製造能力のない途上国への輸出を目的とする強制実施権の設定(トー八閣僚宣言パラ6対応)。第2回目の協議は、10月31日までに終了する予定。

FAO食物・農業のための植物遺伝資源に関する国際条約、6月29日発効

農民の生産する穀物等、食物・農業のための植物遺伝資源を保存し、持続的な利用から生じる利益の公平な配分を目的とするFAO新条約(ITPGRFA)が、6月29日発効した。この条約の最大の論点は、TRIPS協定等の既存の国際約束との整合性の問題と12条3(d)「Recipients shall not claim any intellectual property or other rights that limit the facilitated access to the plant genetic resources for food and agriculture, or their genetic parts or components, in the form received from the Multilateral System」の解釈にあり、この条約のシステムの下で入手した植物遺伝資源や遺伝子へのアクセスを制限するようなPRの権利主張は許されないと解釈できるとすれば、例えば、ある途上国にある植物遺伝資源を採取した先進国のある企業が技術開発を加えてバイオ発明を完成させ、特許権を取得したとしても、かかる遺伝資源のアクセスを阻害するような形での権利行使は認められないことになり、当該特許権の効力が制限されてしまうとも読める規定ぶりとなっている。3月末に批准した欧州諸国は、この点に関し、「...interprets Article 12.3.d of ITPGRFA as recognizing that PGRFA or their genetic parts or components which have undergone innovation may be the subject of IPR provided that the criteria relating to such rights are met」と自らの解釈を宣言している。しかし、かかる解釈は締約国全体で確定されたものではなく、今後12条3(d)の内容を具体化する標準物質譲渡契約の議論で再燃するものと予想される。なお、米国(署名済)及び我が国は現時点で本条約に未加入である。

英国産業省、「遺伝子配列特許」に関する報告書を公表

英国産業省の委託を受け、英国知的財産研究所(Intellectual Property Institute)が、調査した報告書「遺伝子配列の特許-現在の英国法及び実務の競争力」が公表された。この報告書は、2001年に発表された、貴族院の「遺伝子DBに関する委員会」報告を受け、英国における遺伝子配列に関する特許の法制及び実務についてモニターリングしたものである。この報告書は、英国にある大手民間企業、研究機関、スタートアップ企業等の中小企業に対して行ったインタビューによって(対象企業等は21~27頁参照)あぶりだされた問題点から構成されている。結論として、遺伝子配列特許に関する、現行の英国法及び実務は、各セクターのニーズにかなっていないとしている。その他、特記すべき点は、以下のとおり

- 1) 遺伝子配列の特許は、私企業に有利に働いており、公的機関による研究に支障がでているとする証拠はないこと
- 2) この分野において patent thicket や blocking patent の証拠もないこと(28,29頁)

3) Research Exemption の範囲に関し明確性・ハーモを求めるニーズが強いこと(31,32 頁)

4)メディアも含め、この分野についての啓蒙が必要なこと

---報告書全文はこちら--- ---貴族院委員会報告はこちら---

【医薬品】

ルウェー、医薬品アクセス/ トー八閣僚宣言パラ6対応の国内法改正

昨年 8月 30日 WTOにおいて決定された「医薬品製造能力のない国に対する医薬品のアクセスを確保するための迅速な解決策(トー八閣僚宣言パラ6)」を各国国内レベルで実施するための検討が、すでにカナダ、ルウェー、EC、スイスで開始されているが、その中でルウェーが国内法改正を一番に成し遂げた。6月 1日から改正法が発効している。ちなみにカナダでは、上院からの承認を得るのみという段階にまでできており本年秋頃には発効する見通し。ECは今年中には規則案を加盟国に提示する予定。スイスの状況は、本号のバイオ関連ニュースを参照。なお、WTOの本決定は、医薬品製造能力のない国に医薬品を輸出するための強制実施権を設定可能な国内法制を設ける場合、TRIPS協定 31条 (f)の「主として...国内市場への供給のために許諾」に抵触し、当該法制を設けた国はWTO上の義務を履行していないことになるが、当面その義務を免除するということをポイントとするものであり本年 6月 30日までに、より恒久的な解決策を目指してTRIPS協定の改正案がTRIPS理事会で議論されていた。しかしながら、議論の収束が見られないため、6月のTRIPS理事会では、結論を得るための期限を2005年 3月末まで延長することで合意されている。

【コンピュータ】

オランダ議会、コンピュータ実施発明指令案の政治合意に反対

EUコンピュータ実施発明の特許性に関する指令案については、5月 17, 18日に行われたEU閣僚理事会で政治合意がなされ、昨年 9月に欧州議会により修正された内容をほとんど排除し、欧州委員会が提出した当初案に近づけることができたが、オランダ議会は、7月 1日、オランダ代表(ポルケスタイン欧州委員)が投じた賛成票を認めず、棄権(中立)すべき旨の決議(122対 28)をし、オランダ経済大臣及び国務省長官に求めた。これは、コンピュータ実施発明に特許性を認めることを反対している中小ソフトウェア企業やオープンソース支持団体のロビー活動が効を奏したもので、かかる決議に反対したのは、ポルケスタインの属するリベラル右翼のみであった。この政治合意は僅差で成立した経緯があり、かかる動きがオランダのみならず他のEU加盟国(例ドイツ)にも影響が及んでいることから、本指令案の成立にはなお前途多難が予想される。

意匠

OHIM、登録共同体意匠の無効請求事件の決定 8件となる

OHIMは、6月3日と6月14日に登録共同体意匠に対する無効請求を却下した。6月3日に決定された事件は、ドイツ RIDI Leuchten GmbH の登録共同体意匠 (18148-1)、6月14日に決定された事件は、米国 3M社の登録共同体意匠 (22454-1,2) で、これら3件はいずれも Novelty (共同体規則 5条) 及び Individual character (共同体規則 6条) を欠くとして無効請求されたが、却下されている。さらに、7月2日にも4件の決定 (5520-1,2,3,4) がなされており、これらは当該登録共同体意匠を無効とする判断を示している。OHIMが無効請求について判断を示したのはこれで8件となる

--OHIM 無効部の決定はこちら--

商標

米国バドワイザー社、共同体商標登録、異議申し立てにより拒絶される

米国ビールメーカー「バドワイザー」とチェコのビールメーカー Budvar (ブドヴァー) 社による、商標「Budweiser」を巡る争いは、さまざまなところで展開されているが、6月10日、米バ社の共同体商標 (CTM) 出願が、チェコ・ブ社の異議申し立てにより拒絶された。事件の概要は以下のとおり

1. 2000年4月、米バ社は、「Budweiser」なる標章を CTM 出願、2001年6月に公報掲載されたところ、2001年チェコ・ブ社が OHIM に対して異議申し立てを行った。

2. 異議理由は、バ社の商標は、ブ社の先行する1960年の3つの登録商標 (238203号 (独・伊・奥・ベネルクス)、674530号 (仏・伊・ベネルクス)、614536号 (仏・独・伊・奥・ベネルクス)) と同一又は類似であるというもの (規則 8条 1項 (a) 及び (b) 及び同条 4項)。なお、各先行商標は異議決定書に掲載されている。いずれの先行商標にも「Budweiser」の文字は入っている。

3. OHIM の異議部は、上記先行商標のうち、仏・奥で有効な674530号と当該商標を比較検討。

- 2つの「Budweiser」は音声的には同一。
- 概念的には、これらの標章は、「BUDWEISER」の地理的な意味を知っている消費者によって同一と理解される。
- 特に、そのチェコの町 (Budejovice) が昔のドイツ名で「Budweis」であることを知っているかもしれない奥の消費者にとっては、なおさらである。

4. したがって、2つの商標は非常に類似しかも指定商品も同一であり、よって仏・奥において混同のおそれが生じることから、米ブ社の「Budweiser」なる商標は拒絶される。

5. なお、異議決定に対しては、(4か月以内に) OHIM の審判部に対して不服申し立てすることができる。

---異議決定全文はこちら---

色の組み合わせの商標に関する ECJ 判決

欧州司法裁判所 (ECJ) は、6月24日、商標ハーモ指令において、色の組み合わせに係る標識の登録性に関して判決を下した。--- 詳細はこちら ---

欧州共同体、マドリッドプロトコル加入書をW POへ寄託

6月21日、欧州共同体は、標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書 (いわゆるマドリッドプロトコル) への加入書をW POへ寄託した。2004年10月1日に正式加入となり運用が開始される。W PO管理条約に欧州共同体が共同体として加入するのは初めての例となる。これにより、共同体商標の出願人・権利者は、共同体出願・登録を基礎としてマドプロレートを利用し、EU域外での国際的保護を求めることが可能となり、他方、マドプロ出願・登録をしているEU域外の出願人・権利者は、ECを指定してEU全域での保護を享受できることになる。ただし、後者は、OHIMによって拒絶されないことが前提で、仮にOHIMからの拒絶があった場合には、当該EC指定をマドリッドシステムに加入しているEU内の各加盟国への指定に変換することができる。

--- 欧州委員会からのプレスリリースはこちら ---

地理的表示

EU農産物振興の助成に10.7百万ユーロ(04年上半期)

6月14日、欧州委員会は、域内農産品に係る情報の提供、農産物振興のための助成として、2004年上半期に10.7百万ユーロ(向こう三年間のトータル額)を計上する旨を発表した。この情報提供・振興プログラムは、EU各国からの提案に基づき、欧州委員会が審査・承認した後、予算が賦与されるもので、2004年には、12カ国(オーストリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、ドイツ、フランス、アイルランド、イタリア、オランダ、ポルトガル、スペイン、イギリス)から30の提案がなされ、そのうち26の提案が承認された。これらの提案の中には、欧州域内で保護されている地理的表示(PDO及びPGI)の情報普及キャンペーン活動も含まれており、ベルギーとイタリアがPDO/PGIの保護をテーマとしたプログラムを提出し、承認されている。この助成プログラムは、2000年12月に決定されたEU域内市場における農産品・食品に係る情報提供および振興に関する規則に基づいてEUが財政援助するもので、提案者が毎年1月と7月にそれぞれの加盟国へ自らの提案を提出し、各加盟国はそれらを取り纏めた上で欧州委員会へ提出し審査を受け、承認された提案に係る経費のうち、半分をEUが負担し残りの半分を提案者及び/又はその加盟国が負担する。

--- 詳細はこちら ---

コーデックス委員会、パルメザンチーズの原産国表示基準で合意ならず

6/28-7/3、ジュネーヴで開催されたコーデックス委員会(Codex Alimentarius Commission)は、パルメザンチーズの表示基準の採択について意見が分かれ合意に至らず、食品表示部会(Codex Committee on Food Labeling)にさらに検討させることになった。表示に係る消費者の

誤認混同を避けるため、現行の食品原産国表示基準の見直しの必要性を訴えていた欧州諸国に対し、米国、途上国及び食品産業界は現行基準でも消費者の懸念に応えるに足りると反対した。他方、米国、豪州、ラテンアメリカ諸国は、チーズの国際的定義を確立すべく、パルメザンチーズの国際規格の見直しを提案したが、EUは地理的表示としてのパルメザンチーズの国際的な認知度を低下させるものとして拒絶した。米国等はパルメザンチーズという名称は一般名称化しており、地理的表示として保護に値しないとしている。FAO及びW HOの法律担当は、パルメザンチーズ (Parmigiano-Reggiano) がEU域内においてPDOとして登録されていることと、パルメザンチーズのコーデックス基準を策定することとは無関係であるとし、商標、地理的表示等の何らかの標章としてIP保護が与えられているとしてもコーデックスがそのことを考慮に入れる必要はないとしている。コーデックス委員会は、消費者の健康の保護、食品の公正な貿易の確保等を目的として1962年にFAO及びW HOにより設置された国際的政府間機関であり、国際食品規格 (コーデックス規格) の作成等を行っている。

模倣品・海賊版対策

EU税関新規則 7月 1日より発効

7月 1日から発効した「特定のPRの侵害が疑われる物品に対する税関の措置及び当該権利の侵害が認められた物品に対してとられるべき対策に関する規則」(EC1383/2003)のテキスト全和訳はこちらから

アジアにおけるPRエンフォースメントに関して 日 EUで共同イニシアティブ

6月 22日、東京で開催された日 - EUサミットにおいて、アジアにおけるPRエンフォースメントに関する共同イニシアティブが発表され、アジアにおいて氾濫する模倣品・海賊版に対処するため、日 EU間の協力関係を一層強化し、模倣品・海賊版撲滅の進捗状況のフォローアップ、情報交換・技術協力プログラムの実施、PR啓発活動の強化等の項目を内容とするプロジェクトを実行していくことに合意した。 --- 共同イニシアティブはこちら ---

欧州委員会、第三国におけるPRエンフォースメント戦略ペーパーを公表

6月 23日、欧州委員会貿易局は、「第三国におけるPRエンフォースメント戦略」に関するペーパーを公表した。この戦略ペーパーは昨年貿易局が調査した各国の模倣品・海賊版の取締に係るエンフォースメントの実態調査に基づいて作成されたもので、模倣品・海賊版の氾濫が甚大な国について定期的に状況評価して優先監視国として指定し、かかる国に対して、TRIPS等の多国間交渉スキーム (同様の懸念を有する国との協調体制の確立)、二国間条約スキーム (エンフォースメント条項の強化) 等を効果的に活用し、ハイレベルでの政治的対話 (当該国との首脳会議等) を通じて、問題解決を図ることを提案している。また、PRエンフォースメントの実施のための技術協力を、W POや日米等の先進国と意見・情報交換を行いながら、提供す

るとともに、十分な保護を実施していない国に対しては、多国間又は二国間の紛争解決メカニズムに訴えることも辞さないとし、模倣品・海賊版対策に熱心な民間部門との協力を通じて当該国における地域的IPネットワークを構築し、PRに対する当該国における公衆の啓発、税関・警察・裁判所等の各種機関の連携を強化することにも重点をおいている。なお、このペーパーに対しては7月31日まで一般からのコメント提出の機会が設けられている。---戦略ペーパーはこちら---

米欧のビジネス界、模倣品・海賊版問題の解決をUS-EUサミットに提言

6月26日、アイルランドで行われたUS-EUサミットに対して、米欧のビジネス界から、「障壁のない大西洋間市場の確立へ」と題した提言が提出され、その中で知的財産権の効果的なエンフォースメントの重要性が指摘され、模倣品・海賊版問題の解決のために、米欧間でのタスクフォース設置、PR侵害犯罪の刑事罰の引き上げ、人的資源の充実、中小企業の権利者にとってアクセス容易なエンフォースメント手続の確保、第三国政府に対する米欧共同での働きかけを行うべきとし、本件問題が、消費者・ビジネス界・政府にとって高コスト・高リスクであることを認識すべきであるとしている。---提言本文はこちら---

不正競争防止法

ドイツ改正不競法、7月8日から発効へ

電気通信分野におけるプライバシーの保護及び個人データの扱いに関するEU指令(2002/58)の国内履行のために改正審議されていたドイツ不競法が、7月7日公布され、8日から発効した。法案審議過程では、連邦議会(直接選挙で選ばれる議員で構成)が可決した法案に対して、連邦参議院(各州の代表から構成)は6月11日に異議を表明したが(連邦議会の多数は与党、連邦参議院の多数は野党)、6月16日、再度連邦議会の特定多数決によって連邦参議院の異議を否決。7月3日に大統領署名がなされた。

特許情報・電子出願

EPO、esp@cenetサービスの拡張検討するも業者から強い抵抗

EPOは、自らの提供するインターネット特許文献検索サービス(esp@cenet)に非特許文献の書誌データを追加し、EPO審査官の作成する調査報告で引用される非特許文献の検索を容易にしようと計画。本年3月のEPOの独立諮問委員会・特許文献・情報部会(SACEPO/PDI)に諮ったところ好反応を得たため、特許情報提供サービス業者からなる団体(PatCom)と協議したがPatComから強い抵抗を受け、検討課題となっている。---詳しくはこちら---

PATLIB 2004、ポルトガルで開催

欧州の特許情報公衆閲覧施設をネットワーク化したPATL Bの2004年会合が5月19-21日、ポルトガルで開催された。会議では欧州各国の特許情報の利用状況、各公衆閲覧体制の現状について報告がなされた他、各種ワークショップ、講習会、展示会も行われた。

---会議等のプレゼン資料はこちらから入手可能---

EPO esp@cenet のバーチャル講習、受講者募集中

EPOは、esp@cenetのインターネット上での講習会を8月5、6日実施する。海外からの参加も可能で、インターネットを通じて講師と音声や電子メールでインタラクティブに対話が可能。講習は英語で行われ、5日は16-18時(CEST)、6日は9-11時(CEST)となっている。ただし、パソコン、インターネット接続、スピーカー・マイクロフォンの環境が必要。なお、esp@cenetの概要については、6月号の特集記事を参照。---詳しくはこちら---

EPIDOS 年次会合、プラハで、epo line年次会合、ザルツブルクで開催予定

欧州特許情報に関する最新動向を知ることができるEPIDOS (European Patent Information & Documentation Systems)の年次会合が、今年は10月25-27日プラハで開催される。EPOの提供する様々なインターネット/オンライン特許情報提供サービスの現状と今後についてのセッションや、各サービスの研修コース、ワークショップも用意されている。また、EPOの電子出願システムの最新動向がわかるepo line年次会合は、11月23、24日ザルツブルクで開催される。---EPIDOS年次会合の詳細はこちら---

判決紹介

知的財産権のライセンス拒絶とEC競争法～IMS Health 判決～

知的財産権の権利行使がEC競争法に抵触する場合はどのようなときか。EC競争法は、EC条約81条(競争制限的目的又は効果を有する事業者間の協定、事業者団体の決定、協調行為の規制)及び82条(市場支配的地位の濫用行為の規制)から構成されるが、知的財産権の存在(existence)自体は適用されないが、その行使(exercise)の態様によっては適用の可能性があるとされてきた。例えば、81条違反に該当する典型例として、知的財産権に基づく絶対的地域分割が挙げられる。一方、支配的地位の濫用(82条)が適用された重要な先例としてMagil事件がある。今回紹介するIMS Health事件の結論は、Magil判決の延長線上にあるが、Magil判決以外に、エッセンシャル・ファシリティ理論との関係で示唆的な判断をしているBronner判決も援用し、説得的な理由付けを行っている。---詳細はこちら---

その他

TRIPS協定 - 10年後 - EC主催の会議開催

欧州委員会は、6月23、24日、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）が制定されて10年が経過したことを記念し、各国政府、産業界、NGO、学会からのパネリストを招きTRIPS関連アジェンダに関する会議を開催した。WTO事務局ではなく欧州委員会が開催した点には、DDA（Doha Development Agenda）の交渉期限が迫りつつある中、特に農業交渉の文脈で欧州にとって大きな利害のある地理的表示の議論をより活性化させるという狙いの下、途上国の現状の不満に誠実に応えながら、交渉全体をまとめあげていくというEUの積極的姿勢が伺える。会議では、TRIPS協定は経済のグローバル化の中でこれまで適切かつ十分な保護体系であったかを様々な観点から検証し、今後のあるべき姿を模索するという形で進められ、「知的財産権と人権」というテーマの下で、公衆衛生とTRIPS（医薬品アクセス）、生物多様性とTRIPS（遺伝資源、伝統的知識、フォークロアの保護）、後発開発途上国への技術移転措置、技術協力、実施義務の履行期限の延期論等のいわゆる途上国 이슈を全面的に取り上げるとともに、「知的財産権のエンフォースメント」もテーマとされ、中国における模倣品・海賊版対策についても議論され、我が国とEUとの協力関係の重要性が確認されている。

---Lamy 欧州委員（貿易担当）・Carl 貿易局次官のスピーチはこちら---

英国特許弁理士会と商標弁理士会 とが共同で職業規制モデルを提案

英国特許弁理士会（CPA）と商標弁理士会（IEMA）は、6月4日、自らの業務に係る職業規制のモデルを共同で提案した。これは、現在の英国において、法廷弁護士（Barrister）、事務弁護士（Solicitor）、特許弁理士（Patent Agent）、商標弁理士（Trademark Attorney）等の様々の法律専門家がおり、それぞれが同一業務を行うことが許されていないことに対して、法律専門家サービスの在り方の見直し論が起きていることに応えたものであり、共同提案では、懲罰・不服に関する共通規則を設けることを提案している。

---提案に関するプレスリリースはこちら